

令和2年第2回定例会の開会に当たり、本定例会に提出する各案件のうち、准公金の私的流用について、市長提案説明を始めとする議題を除く他の議案につきましては、本定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言、申し述べさせていただきます。

まず、この度発生いたしました、本市職員による準公金の私的流用について、申をおわびを申し上げます。

この事案は、市の関係団体である小樽港貿易振興協議会の会計事務を担当しておりました職員が、その会計処理に当たり私的流用を行っていたものであります。

当該職員に対しては、懲戒処分を行ったところでありますが、当該職員の行為はもとより、組織としてのチェック体制の甘さは、行政に対する信頼を著しく損なうものであり、市民、関係者、そして議員の皆さんに不信を抱かせることとなりました。改めて、深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、会計処理を担当者任せにすることなく、内部管理や点検確認を徹底し、公金の取扱いに関する適正な管理を図り、二度とこのような事案が生じないよう、全庁的な再発防止に努めてまいります。

なお、この度の件につきましては、私といたしましても、責任を感じているところであり、また、副市長も同様の思いでありますことから、私と副市長の給料について、それぞれ10分の1を1か月減額する条例案を本定例会に提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

さて、新型コロナウイルス対策についてですが、本市ではこれまで、議会の協力をいただきながら小樽市独自の対策を講じてまいりました。

対策の第1弾として実施しております、飲食店の家賃を補助する飲食店事業継続支援事業につきましては、先週までに、443件の申請を受け付けており、支給額約3,140万円の支給決定をしたところであります。

また、先の臨時会におきましては、対策の第2弾として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、以下「臨時交付金」と略させていただきますが、この臨時交付金を活用した、医療体制の整備、経済対策、生活支援策に係る6事業の補正予算について御審議をいただき、小売業等事業継続支援等の経済対策事業については、今月1日から申請受付を開始したところであります。

一方、特別定額給付金につきましては、これまでに全体の9割を超える世帯からの申請を受け付けており、約53,000世帯に約98億4,600万円の給付決定を行ったところであります。

これに引き続き、本定例会では、本市における新型コロナウイルス感染症対策の第3弾としまして、臨時交付金を活用した観光需要復興支援、飲食・商店街等市民応援のほか、教育環境整備や医療機関支援など14事業を選定し、総額約2億4,200万円を予算計上いたしました。

現在、国の第2次補正予算が審議されており、事業者やひとり親世帯への更なる支援、医療体制の強化、学生への支援などのほか、臨時交付金の拡充も予定されているところであります。

これらの国の動きなどを受け、本市においても、新たな感染や感染拡大に備えつつ、次のステージに向けた施策をスピード感を持って講じていく必要があるものと考えております。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症対策の第3弾の市独自事業といたしまして、国の令和2年度補正予算で創設された臨時交付金を活用し、緊急事態宣言の解除に伴う経済活動の段階的な回復

への動きを見据えた「経済対策」として、市内経済を支える中小・小規模事業者の事業継続を支援するため、飲食店や商店街などにおける市民の皆さんの消費を喚起する「飲食・商店街等市民応援事業費」、市内の観光関連施設や宿泊施設での需要を喚起する「観光需要復興支援事業費」を計上いたしました。

これらの経済対策につきましては、7月からの実施が予定される、国の観光需要喚起事業に合わせて、国の事業との相乗効果による政策効果を最大限に図るため、早期の事業着手が必要なことから、先議をお願いするものであります。

次に、議案第2号及び第3号は、一般会計及び介護保険事業特別会計の通常分の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものといたしましては、臨時交付金を活用した市独自事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに向けた「医療機関への支援」として、感染症患者のケアに従事した医師や看護師に支給する手当などを助成する「感染症対応医療機関支援事業費補助金」を計上したほか、「教育環境の整備」として、国の緊急経済対策における「GIGAスクール構想」事業の前倒しに伴い、令和2年度中に小中学校の全ての児童生徒に一人1台の学習用端末を整備するため、「教育用端末整備事業費」の増額など、所要の経費を計上いたしました。

また、国の補助制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の入院患者の医療費を公費負担する「新型コロナウイルス感染症対策事業費」を計上するとともに、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある場合などに、住居確保給付金を支給する「生活困窮者住居確保付金支給事業費」につきましては、国の中止する改正により支給要件が緩和され、対象者の増加が見込まれることから、事業費を増額いたしました。

そのほか、地域医療に貢献する看護師の育成と市内医療機関の安定的な看護師確保を図るため、小樽市医師会看護高等専修学校の学生の臨床実習費用を助成する「看護師養成施設実習費補助金」などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、5億1,825万2,000円の増となり、財政規模は、707億1,871万5,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計において、6月に年次改定される、国のマイナンバーによる情報連携に対応するため、「介護保険事務処理システム改修事業費」を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号 特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、市長及び副市長の令和2年7月分の給料月額を10パーセント減額するものであります。

議案第5号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税のひとり親控除を新設するとともに、固定資産税の現所有者の申告の制度化、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の新設等を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童支援員に認定されるために必要となる研修の受講機会を拡充するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 工事請負契約につきましては、潮見台中学校校舎耐震補強工事の請負契約を締結するものであります。

議案第11号 工事請負契約につきましては、旧緑小学校解体工事の請負契約を締結するものであります。

議案第12号 不動産の取得につきましては、最上2丁目の土地9,470.27平方メートルを取得するものであります。

議案第13号 動産の取得につきましては、ロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第14号 工事請負契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。